

令和4年第1回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年1月20日 午前10時00分

閉会 令和4年1月20日 正午

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第1号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙3件
議案第2号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第3号	生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件	別紙2件
議案第4号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付けの承認の件	別紙1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙24件
議案第6号	豊明間米南部地区土地区画整理事業の事業計画についての意見聴取の件	別紙1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙2件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙3件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙1件
報告第4号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙7件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第1回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は1番委員と2番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第1号1番案件です。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡理由は高齢のため常時続けるのが困難になったため、譲受理由は徐々に農業経営を引き継ぐためです。

申請地は間米町島川675番4、登記地目は田、現況地目は畑、間米町島川2114番、登記地目、現況地目はともに田、間米町島川2115番、登記地目は田、現況地目は畑、間米町島川2117番、登記地目、現況地目はともに田、間米町八ツ屋674番3、登記地目、現況地目はともに畑、面積は合計2,275㎡です。

申請地の現況については、1月5日に現地確認を行ったところ、間米町島川675番4、2115番、八ツ屋674番3は畑として保全管理状態、島川2114番、2117番は稲刈りされた状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして、間米町純堀1818番は田として稲刈りされた状態でした。

以上の現地確認および営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 1月15日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地および譲受人所有農地の現地確認を行いました。申請現況は概ね事務局の説明のとおりで、

八ツ屋674番3の畑についてはたまねぎ・キャベツ・大根などが作付けされて
いました。残る譲受人の所有農地である純堀1818番はブロッコリーなどが作
付けされていました。

以上のことから申請農地・所有農地とも適正に管理されており、今回の申請
に関しては許可相当と判断します。

議 長 同しく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同しく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第1号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第1号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第1号2番案
件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号2番案件について説明します。

譲渡理由は高齢のため営農が困難となったため、譲受理由は農業を引き継
ぐためです。

申請地は栄町神田108番1、109番1、110番1、登記地目、現況地目はとも
に田、面積は合計3,178.38㎡です。

申請地の現況については、1月6日に現地確認を行ったところ、田として稲
刈りされた状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして、栄町元屋敷72番1はみかんの木が植
えられており、元屋敷145番1、坂畑55番1、裏畑35番2、沓掛町荒畑26番2
3は畑として保全管理状態、内山47番18、47番167は竹の子の栽培、沓掛町
十三塚60番は稲刈りされた状態でした。

以上の現地確認および営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを
鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 1月15日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、ほぼ田畑は完璧に管理されており、竹林も適宜間引きされるなど竹の子堀りに向けて整備されており、許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第1号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第1号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第1号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号3番案件について説明します。

譲渡理由は生活資金にあてるため、譲受理由は道路用地の代替地として購入するためです。

申請地は沓掛町広坪19番、登記地目、現況地目はともに田、面積は2,955㎡です。

申請地の現況については、1月12日に現地確認を行ったところ、田として稲刈りされた状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町石根152番1、157番、159番は柿の木が植えられていました。徳田14番1、寺池63番1、恵畑47番は畑として管理されており、栄町神田32番、33番、111番、112番は田として管理されており、沓掛町豊山19番1、19番2、間米町島川2132番、2133番、間米町鶴

根1631番は畑として保全管理状態でした。

以上の現地確認および営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 1月9日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり畑は概ね保全管理、水田は稲の刈り取り後の状況であり概ね適切に管理されており、許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。所有農地も多く家族も含めて相当の労力が必要かと思われますので、今後とも確実に耕作していただくことを申し添えて、許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第1号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第1号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第2号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は工場で、所有権移転になります。

申請者である法人は、本社である名古屋市天白区にて食品製造機械の製作を行っております。なお、この事業は都市計画法愛知県開発基準第11号に係る地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び

加工技術として、愛知県尾張建築事務所より建設許可見込みありとの回答を得ています。

近年受注の急増により新たな工場用地を探す必要があり、今回所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。申請地は沓掛町志水57番1外2筆、登記地目、現況地目は全て田、面積は合計2,713㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から南に約500mに位置します。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができない場合は許可が可能となります。

申請地の現況については、1月12日に現地確認を行ったところ、保全管理状況でした。

土地利用計画については、北東側道路に出入口を設け、北側に工場、西側に駐車場の配置となります。雨水はコンクリートブロックを周辺に設置し、外部に水の流出のないように対策し、雨水貯留槽を経て東側道路側溝へ排水します。汚水は、合併浄化槽により東側道路側溝へ排水します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 1月14日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。申請地の境界にはブロックを設置することにより周辺農地への土砂・雨水などの流出を防止し、日照についても申請地と周辺農地との高低差などから影響はほぼないものと思われ、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 　　他の委員の意見を求めます。

8番委員 　　先端技術があるので建築許可ができるとの説明であったが、もう少し詳しく説明を願いたい。

事務局 　　第1種農地でありますので許可要件は限られてきます。今回は工場の中でも先端技術を利用した工場でありますので、愛知県尾張建設事務所から許可見込みがあるとの回答をいただいています。また、建設予定地を他にも探したうえで見つからなかったため、今回は第1種農地ですが許可見込みがあるということになります。

事務局 　　先端技術による工場建設の許可についてはあくまで開発の要件であって、農地転用における第1種農地としての許可については、申請者が名古屋市天白区に従来の工場があることから申請地から 10 km圏内と近隣している状況であり、他の建設候補地を探したものの見つからなかった場合に限り許可が認められるものとなり、仮に申請者が県外の事業者であった場合は先端技術の有無にかかわらず許可の対象とはなりません。

議 長 　　他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 　　それでは採決します。議案第2号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 　　議案第2号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第2号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第2号2番案件について説明します。

転用目的は工場で、所有権移転になります。

申請者である法人は、名古屋市緑区にて主に自動車用部品の製造業を営んでおります。製造工場が中国にあることから、コロナ禍における中国依存を解消するため国内生産の需要が高まっておりました。しかし既存の工場では生産が追いつかず、国内の新工場の建築を計画することとなり申請に至りました。申請地は栄町元屋敷157番1外9筆、登記地目は田、畑、現況地目も田、畑、面積は合計7,401㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから南に約250mに位置します。

申請地はインターチェンジから300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、1月12日に現地確認を行ったところ、水稲刈り取り後ならびに一部耕作放棄地である状況でした。

土地利用計画については、西側道路に進入路を設け、中央に工場、北側と南側にトラックヤードの配置となります。雨水は集水柵で集水して道路側溝へ排水します。隣地の農地との境界においては側溝を設置し、排水が敷地内で処理できるように対策します。

なお、申請区画内の水路については廃止しますが、工事完了後に新たに申請地西側に水路を移設し豊明市に帰属することで協議済みです。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 1月15日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。一部雑木が繁茂しているため現況が田とは言えない農地がありました。また排水先については接続水路が最終的には五ヶ村川を通じて境川に流れますが、この両河川の間には長年詰まりがあり、現状きちんと排水が境川に流れるか不安がありますので、担当部局に対策を求めます。

また、隣接地権者から伺ったが、敷地境界のコンクリートブロック設置についてはプレキャスト工法で行うようであるが、プレキャストでは漏水の可能性が現場打ちより高くなってしまいうため、絶対漏水のないようにとの意見をいただいた。

農地の減少は残念ではあるが耕作放棄地も含まれていることからやむを得ない面もあると思われ、先述の懸念材料に問題がなければ許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 9番委員の説明のとおり境界からの漏水があった場合は必ず対策すること、五ヶ村川の詰まり対策を担当部局にて行っていただくことを申し添えて、許可についてはやむを得ないと思います。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり五ヶ村川の詰まり対策を申し添えて、許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第2号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第2号2番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第3号ですが関連がございますので1番案件と2番案件を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号1番案件、2番案件について説明します。生産緑地法第17条の2の規定に基づく斡旋の件です。

今回の2件の案件は11月総会にて「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件」について審議いただきました。その後の手続きとして、生産緑地に係る農業の主たる従事者が故障又は死亡により営農が不可能になった場合、市が生産緑地を買い取ることでされています。市が買い取らない場合は他の農業者が生産緑地を取得できるよう農業委員会に対して斡旋の協力を求めることができると規定されています。

豊明市より、令和3年12月24日付けにて市が買い取らないとしたため、農業委員会あてに斡旋の協力依頼がありました。斡旋が成立しなければ、生産緑地の解除手続きとなります。

1番案件の申請地は二村台1丁目30番2、30番3、30番4、30番5、30番6、30番7、30番24、登記地目は全て畑、現況地目は全て生産緑地、面積は合計13,874㎡です。

続きまして、2番案件の申請地は西川町笹原18番1、登記地目は畑、現況地目は生産緑地、面積は997㎡です。

以上の農地について、他の農業者の方より農地購入等の話があった場合、斡旋の協力をいただけるかご審議をお願いします。

なお、斡旋の期間は来月総会である2月21日までの1ヶ月間となります。

以上で説明を終了します。

事務局 補足ですが、生産緑地の買取を市が行わないと決定すると、まずは他の農業者に生産緑地の買取の斡旋を行うこととなります。この理由は、生産緑地であったということは即ち農地として保全することが最適であると判断した土地であ

るためです。ただし現実的には農地購入には費用面などの要件もあり、幹旋に係る時間も当初の市への申請から3か月と短いため、幹旋は非常に難しいのが現状です。

また、農業委員会として市からの幹旋依頼を最初から拒否することも可能ではありますが、本農業委員会ではこれまで依頼自体は受けている状況ですので、今回どうするかを議決していただきたいと思います。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

7番委員 申請案件の農地全筆でなく、一部農地のみ幹旋ということも可能か。

事務局 可能です。

議 長 幹旋の是非であれば議決の必要性はなく、委員への通知で足りるように思えるが。

事務局 議案としての必要性については、県の農業会議に確認してみます。

7番委員 広報に掲載する方法が最善と思われるが、市としては行わないのか。

事務局 市民緑地法の規定により、市が買取しないと決定次第速やかに農業委員会に幹旋依頼を諮ることになっていますので、残念ながら不可能です。

議 長 市民緑地法自体の変更が激しいので、売却が簡単になってしまっている。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第3号1番案件の幹旋の依頼に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議長 議案第3号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第3号2番案件の幹旋の依頼に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第3号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第4号を上程
します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明します。特定農地貸付に関する農地法等の特例に
関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)第3条第1項の規定に基づく特定
農地貸付の承認の件です。

この特定農地貸付法に基づき、農地を所有する方又はNPOや企業等の農
地を所有していない方でも市民農園を開設することができます。

特定農地貸付法により市民農園を開設するには農業委員会より貸付規程の
承認を受ける必要があります。貸付規程とは特定農地貸付の実施、運営に関し
て必要な事項を定めたものです。なお、貸付規程に記載すべき事項は以下の
とおりです。

1つ目は、特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積です。
申請地は沓掛町金山2番、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,052㎡で
す。

2つ目は、特定農地貸付けを受ける者、つまり市民農園の利用者の募集及
び選考の方法です。借受者の募集及び選考の方法にホームページやチラシ
等一般公募により募集することと選考は先着順で決定すると記載があります。

3つ目は、特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件です。
貸付期間は1年以内となっています。

4つ目は、特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
です。貸付の条件に禁止事項の記載があります。

5つ目は、当該農地の所有者の氏名及び住所並びに取得しようとする権利
の種類です。権利の種類は賃貸借権設定です。

以上のとおり今回の申請は全ての要件を満たしていることから、申請につい
て事務局としては許可相当と判断します。

なお、承認されましたら今後の手続きとしては農地の所有者と市、市と特定
農地貸付事業の実施者の間で農地の利用権設定を行くこととなります。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

8番委員 申請者は既に間米町で市民農園を開設しているが、増設という形になるの
か。

事務局 申請者は間米町及び沓掛町山田にて既に市民農園事業を行っていま
すが、間米南部地区の区画整理に伴い既設の市民農園の面積が減少してしまう
見込みが生じており、今回の申請地としては新しい場所に設置することになり
ます。

また、申請者は市の開設している市民緑地の運営の受託も行っており、実績については十分であると考えます。

1番委員 駐車場についてはどうなるのか。

事務局 迷惑駐車のないように指導していく。

最6番委員 他の市民農園でも迷惑駐車が目立つところがあるため、指導は厳しくお願いしたい。また、近隣の水路から勝手に水を利用している農園利用者もおり、近隣農地の水稻作付に悪影響を及ぼしている現状もあるため、この点でも指導を厳しくお願いしたい。

事務局 既設の他の農園についても承知しました。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第4号は可決いたします。引き続きまして、議案第5号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

法人の更新申請が14件、新規申請4件、個人の更新申請が6件の合計24件の申請がされています。

個人の申請についてですが、申請地は沓掛町新道の3筆、沓掛町万場の2筆、沓掛町池ノ内の2筆、沓掛町東門の1筆、沓掛町東本郷の1筆、沓掛町萱野の1筆で貸付期間は4年で賃貸借権設定申請になります。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号は可決いたします。引き続きまして、議案第6号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号豊明間米南部土地区画整理事業の事業計画についての意見聴取の件についてご説明いたします。

土地区画整理法第136条第1項では、県が土地区画整理事業の事業計画を審査するにあたり、用排水施設の廃止・変更等を伴うなどの場合、農業委員会の意見を聞くこととなっております。

本案件は、令和3年12月13日付けにて愛知県知事より本市農業委員会あてに意見照会があったため、議案としてお諮りするものです。

事業内容は、先月、市街地整備課より詳しい説明を行っているため、簡略に説明いたします。

地区について、現在の状況は殆ど農地ですが、事業施工後は宅地、道路、緑地、調整池となり、農地は殆どなくなります。周辺は、北部は農地が残りますが、それ以外は市街化区域の宅地に囲まれることとなります。

それから、現況及び計画の用排水路図を確認していただくと、随分経路等が変わりますが、桜ヶ丘沓掛線のあたりに調整池を作り、流量を調節しながら黒部川から正戸川を介して境川へ流れる計画となっております。

農業委員会としての意見は、「用排水施設の廃止・変更」についてのみとなりますのでよろしく願います。

説明は、以上となります。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

11番委員 下流側に当たる当該区域南部の居住者としては、本計画についての説明会などで平面図をよく見せていただくが、区域の勾配・高低差を記述した図面を見ることは少ないので、雨水排水に関しては不安が大きい。

事務局 担当部局に伝達します。

3番委員 引き続き農業を継続して希望されている方の用排水はどのようになる予定なのか？

事務局 代替地の確保を含めて市・区画整理組合で調整を行っていく予定です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第6号件は可決いたします。引き続きまして、報告第1号、第2号、第3号、第4号について報告願います。

事務局 報告第1号、第2号、第3号、第4号について説明

議 長 以上のとおり、報告第1号、第2号、第3号、第4号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。